

「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」の構成

1章 適正取引推進ガイドラインの概要について

1. 適正取引推進ガイドライン策定の背景と目的

(1) 背景

① 価格転嫁・取引適正化の推進の必要性

賃上げと投資が牽引する「成長型経済への転換」の実現に向けて、賃上げ原資確保の重要な要素である価格転嫁・取引適正化を進めることが必要不可欠。

② 林業・木材産業における価格転嫁・適正取引の推進

林業・木材産業においては、各種コストの上昇が続く一方、木材需要の減小等により必要なコストを価格に転嫁しにくい状況。木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に業界全体で取り組んでいく必要。

(2) 目的

木材の取引におけるコンプライアンス強化や、受注者・発注者の経営努力が報われる健全な取引環境の整備を目的として策定。

2. 適正取引推進ガイドラインの内容

木材流通は多段階構造であり、事業者は受注者にも発注者にもなり得るとともに、売買や製造・加工委託等の様々な取引形態がある。本ガイドラインは、これらの事業者及び取引関係のうち、独占禁止法及び取適法※が適用されるものを想定して作成。

※「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（令和8年1月1日から施行）

2章 適正取引推進上の問題と望ましい取引形態について

アンケートにより把握した取引事例等を基に、取引の各段階別に類似の事例を以下の13の項目に分類し、問題となり得る事例、関連法規の留意点、望ましい取引の在り方及び望ましい取引実例を整理。

■ 見積り・受注

- ①一方的な取引価格の決定
- ②コストが適正に反映されない価格決定
- ③通常支払われるべき対価よりも著しく低い価格による取引

■ 納品・支払

- ④受入制限・受領拒否
- ⑤一方的な発注の取消し、減額
- ⑥協力金、協賛金等の負担
- ⑦振込手数料の負担
- ⑧配送費用の負担
- ⑨システム利用料の徴収
- ⑩支払期間の長期化

■ 発注者からの要請

- ⑪使用資材の購入強制
- ⑫役務等の提供
- ⑬納品後のクレーム対応

3章 望ましい取引形態の確立に向けた取組

1. 望ましい取引形態の確立に向けた基本的な考え方

各事業者は、流通の段階に応じて発注者、受注者どちらの立場も担うことを認識する必要があり、その上で、それぞれの立場で、適正取引に向けた取組を行うことが重要。

2. 適正取引推進ガイドラインの浸透には発注側の率先垂範が必要

各種取引条件は発注側と受注側のパワーバランス上、主に発注側の意向を反映するケースが多いため、発注側において、まず自ら進んで法令を遵守した取引ルールに改善する率先垂範の姿勢が特に必要。

3. 受注者における適正取引推進ガイドラインの活用

受注者においては、本ガイドラインにより、法令を遵守した適正な取引ルールを十分に理解した上で、不適正な発注側からの要求に対して毅然とした態度で臨むことが、取引慣行の改善の第一歩となる。

※その他、ガイドラインの活用パターンや参考資料等を掲載